

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	中国残留邦人等に対する支援給付システムの導入について
----	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

担当係 庶務係 担当者 清水・宮崎信・鈴木毅 (担当部課：福祉部 生活福祉課)
内線 (3654)

事業の概要

事業名	中国残留邦人等に対する支援給付システムの導入
担当課	福祉部生活福祉課
目的	中国残留邦人等への支援に係る相談、処遇、金銭・現物の給付の適正化を図る。
対象者	中国残留邦人等要支援者
事業内容	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が平成20年4月1日に施行された。本制度は、中国残留邦人及び樺太等残留邦人の方々が、老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に支援給付を行うもので、その給付の仕組みは生活保護に準じたものである。</p> <p>新宿区において把握している32世帯49名の対象者のうち、20年9月末現在、23世帯37名が生活保護からの移行などにより支援費を給付している。支援給付にあたっては、面接相談、援助者・資産等の調査、支援の要否判定、支援の決定、毎月の生活・住宅などの支援費の支給、医療費・治療材料費の現物給付並びにレセプトの管理、過誤調整など生活保護と同様の業務が発生する。また、福祉行政報告例等の統計報告も生活保護に準じている。さらに、21年度には地域生活支援事業の実施導入など支援業務は更に拡充される予定であり、事務は煩雑化する。</p> <p>そのため、本事業に支援システムのパッケージソフトを導入し、短期間で事務処理の効率化、適正化を図り支援者へのサービス向上に資する必要がある。</p> <p>については、支援給付システムを導入し、相談から経理（統計）までシステム化することにより、相談者・受給者情報の電子化を推進し、福祉事務所（生活福祉課）内における情報共有、一元化を図ることができる。また、事務処理の標準化、医療支援や経理事務の効率化、迅速化による支援費の一層の適正給付を図ることが可能となる。</p>

件名 中国残留邦人等に対する支援給付システムの導入について

保有課 (担当課)	福祉部生活福祉課
登録業務の名称	中国残留邦人等に対する支援給付
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 中国残留邦人等</p> <p>2 記録項目 別紙のとおり 新たに記録項目の追加がある場合は別途諮問する。</p> <p>3 記録するコンピュータ 福祉部生活福祉課内に設置するサーバ及びクライアント</p>
新規開発・追加・変更の理由	中国残留邦人等に対する支援給付システムを導入し、対象業務で収集する情報の電子化を推進することにより、福祉事務所(生活福祉課)内における情報共有及び事務処理の効率化、支給内容の適正化、迅速化を実現する。システムの構築により相談、処遇、経理、医療の連携強化が図ることができ、相談者・受給者へのきめ細かな対応が可能となる。
新規開発・追加・変更の内容	<p>中国在留邦人等に対する支援給付業務は、生活保護と同様に①相談、②調査、③支援給付決定、④支援給付費の支給、⑤相談記録、⑥医療等の現物給付及び過誤調整、⑦統計(経理)などを実施している。現行では、各部門の担当者がイントラネットのパソコンを利用し、場合によっては手作業により事務を処理しており、部門間の電子情報の共有は図られていない。</p> <p>そこで、上記①から⑦までの一連の業務をシステム化することにより、大幅な事務改善が実現できる。事務改善の内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 手書きの個人情報を電子化することにより福祉事務所(生活福祉課)内の職員間の情報共有を実現する(担当者が不在時でも端末画面検索により相談者・支援受給者の状況を把握することができ、迅速できめ細かな対応が可能となる)。</p> <p>(2) 処遇方針の平準・統一化することにより、処遇の公平性の確保や収入申告等の事務処理を効率化を実現する(支援給付費の誤算定・漏給の防止、迅速化によって支援給付受給者へのサービス向上を図ることができる)。</p> <p>(3) システムによる自動計算及び相関チェック機能により、手計算による誤支給を未然に防止し、支援給付費の適正支給を図る。また、これらを統計等に反映できる。</p> <p>(4) 医療券・要否意見書等の発行、管理、診療報酬点数の把握、医療機関の管理等をシステム化することにより、医療支援給付の処理状況や過誤調整を適正に処理することができる。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	システムの構築・調整等の作業過程では、テストデータを使用する。実データのセットアップは、開発業者には取り扱わせない。
新規開発・追加・変更の時期	平成20年11月契約、導入調整。 平成21年 1月稼働。

中国残留邦人等に対する支援給付システムの構築について

*中国残留邦人等に対する支援給付システムの構築に伴う記録予定項目

<住所要件>

郵便番号、住所、方書、氏名カナ、氏名漢字、本籍、電話番号、携帯電話番号、
外国人登録番号、通称名、在留資格区分、地区分類、級地区分、冬期加算地域区分
宛先住所郵便番号、宛先住所、宛先氏名カナ、宛先氏名漢字

<統計要件>

労働力類型、世帯類型、訪問類型、費用区分、単給・併給区分、世帯分離有無
担当民生委員、地区担当員

<支援世帯構成員>

住民番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、本籍、年齢、続柄、国籍、異動日、異動事由、
外国人登録番号、通称名、在留資格区分
世帯開廃管理開始日、世帯開廃管理終了日（世帯分離・世帯構成員支援廃止）

<扶養義務者>

郵便番号、住所、方書、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、本籍、年齢、続柄、国籍、通称名、
在留資格区分

<生活支援要件>

入退院（所）・転院（所）先病院（施設）名、入院（入所）日、退院（退所）日、施設事務費、利用料
生活支援額（基準額、決定額）、各種加算（基準額、決定額、開始年月）
重複調整（適用有無、調整後金額）

<住宅支援要件>

入居形態、実家賃額（月額・日額）、決定額（開変月・普通月）、使用者番号、契約期限

<一時扶助要件>

支給区分、扶助細目、決定額（開変月・普通月）、数量、有効期限（おむつ等）、【期末一時扶助：決定、
支払先施設、種別】

<その他扶助要件>

【生業扶助】

生業金額、技能習得手当（開変月・普通月）期限、交通費（開変月・普通月）、就職支度金

【葬祭扶助】

葬祭金額、支給区分、遺留金

【出産扶助】

出産金額、衛生材料費

<収入要件>

年金手当（種別・受領額・除外額・認定額）、就労外収入（種別・収入額）、
就労収入（種別・総収入額・控除額・収入認定額）

<介護支援要件>

介護保険者、被保険者番号、開始年月、終了年月、決定額（開変月・普通月）
介護保険料特別徴収有無、保険料代理納付有無、支援事業者名、支援事業者開始日、
支援事業者終了日、サービス種類名、サービス開始日、サービス終了日

<医療支援要件>

医療保険一部負担金、請求点数、決定点数、薬剤一部負担金、医療介護区分、
医療開始日、医療終了日、医療機関名、患者負担額、食事療養費、検診時間、
公費負担者番号、社会保険記号、社会保険番号、社会保険種類、
社会保険受給資格取得日、社会保険受給資格喪失日、傷病名、診療年月、
診療日数、診療実日数、人工栄養費、過誤調整処理年月

<他法要件>

結核・精神・自立支援（受給者番号、患者負担額、請求年月、請求点数、負担割合、負担者番号）

<支援受給者口座情報>

金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、口座種別、口座番号、口座名義カナ、
口座名義漢字、支給金額、分割支給有無

<代理納付口座情報（大家口座等）>

金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、口座種別、口座番号、口座名義カナ、
口座名義漢字、支給金額、分割支給有無

<返還金・弁償金債権管理情報>

地方自治法施行令第159条額（返還金・現年度歳出戻入）、同第160条額（返還金・過年度収入）、
生活保護法第63条額（弁償金）、同第78条額（弁償金）、調定年月日、調定理由、
過払金収入充当予定額、収入充当額、累積入金額、未納残額、不納欠損額、
収入未済繰越額、納付年月日、納付金額

<法外扶助要件>

支給区分、扶助細目、決定額、数量